

2016年1月12日

「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」に関する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹ (以下「BSA」) は、「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会中間整理」(以下「本中間整理」といいます。) に関して以下の通り意見を提出致します。

1. 総論

BSAは、情報通信技術の進展により可能となったデータドリブン・イノベーションが、新産業・新サービスの創出や日本が抱える諸課題の解決にとって非常に重要であると政府が十分に認識されていることに敬意を表します。画期的なデータ活用が社会にもたらす変化や進化に関し、BSAは、昨年12月に、最新報告書「データは何をもたらすのか? ~データイノベーションが実現する世界~」²を公表したところです³。この報告書では、データ駆動型経済が、製造・運輸・エネルギー・農業・教育・ヘルスケアといった多くの分野に影響を与えることを示しており、2030年までに15兆ドルが世界のGDPに加算されることが予想され世界経済の大幅な成長が見込まれるとしております。BSAは、現在の最大の課題は、このデータをいかに活用し、役立てるかということであり、有意義な結果を得るためには、最良の方法で、データを収集、保管、分析、変換する必要があると考えます。従って、私どもは、本中間整理2頁目の「検討の背景」にまとめられた「近年のIT利活用を巡る環境の変化」及びここに示された問題意識を共有するとともに、政府においては、企業等が社会の利益のためにより良い方法でデータを収集、保管、分析、変換できるよう政策を策定・推進していただきたいと考えます。

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Altium, ANSYS, Apple, ARM, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, Dell, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, PTC, salesforce.com, Siemens PLM Software, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Micro が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

² http://bsa.or.jp/wp-content/uploads/BSA_Data_Report_JP.pdf

³ <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20151221/>

また、越境データの円滑な移転の確保こそが、21世紀のデータ駆動型経済の重要な鍵であって、その確保により、日本だけでなく世界中において、経済的にも社会的にも恩恵がもたらされることとなります。従って、政府がいかなる関連の政策を検討する場合であっても、国境を超えるデータ移転への影響を考え、これを促進するものとすべきで、国際的なデータ移転につき抑制的な効果が働くものは差し控えるべきである、とBSAは考えます。

以下、中間整理の個別の案に関して意見を述べます。

2. 代理機関（仮称）について

代理機関（仮称）の制度的枠組の提案は、来年からの完全施行を控えている改正個人情報保護法との関係で、改正個人情報保護法では本人同意がなくては提供することができない個人情報を取り扱う一定の事業につき国の審査及び認定を得ることによって、本人同意なく提供を可能とするためのものである、と理解しております。もっとも、代理機関（仮称）の制度的枠組の具体的内容には分からない点が多くあります。

このような国による事業の認定及び代理機関（仮称）制度の創設といった新たなシステムの有用性については疑問も生じるところです。このようなアプローチは、却ってデータ利活用に関する企業等によるイノベーションが活かされなくなったり、実際の個人情報保護が進まなくなってしまうたり、現在個人情報保護委員会によって検討中である改正個人情報保護法の施行規則との関係において矛盾又は疑問が生じる可能性があります。BSAとしては、本来的には、国の特別の審査及び認定を必要とせずとも、透明性を確保したマルチステークホルダーのプロセスにより、改正個人情報保護法の施行規則やガイドラインを策定していく中で、データの収集、移転、処理及び変換をしやすい仕組みにしておくべきと考えます。

BSA及びBSAの会員企業は、個人情報及びその他の顧客の機微な情報を保護し、顧客から個人情報及びプライバシー保護に関する信頼を獲得し維持することに重大な関心を持ち、努力をしております。同時に、テクノロジー・エコノミーが繁栄、成長するためには、事業者はイノベーションを行う自由を得る必要があります。顧客の信頼を獲得、維持することにより、事業者は、継続的により新しく、より良いプライバシー保護を提供する自由を得るという好循環が重要です。そして、個人情報及びプライバシー保護には、当該情報の性質と利用場面に応じて最適な、先進的アプローチがいくつも存在し得ます。例えば、製品デザインと製造の過程からデータ保護に取り組むPrivacy by Design、より分かり易いプライバシーポリシーの提示、堅牢なセキュリティ対策の構築並びに従業者及び業務委託先の教育啓発や契約に基づく個人情報漏洩又はプライバシー侵害からの保護を活用しつつ、民間が主導して消費者や他のステークホルダーと積極的に対話のうえ自主規制を策定して

いくことが、実質的な意味での個人情報及びプライバシーの保護並びにその取組に関する透明性向上に役立つと考えます。

これらの考えに基づき、BSA は、改正個人情報保護法の完全施行に向けて、政府、企業、消費者その他のステークホルダーが協力し、イノベーションを可能としつつ個人情報保護に関する消費者からの信頼を得る仕組みが策定されることを期待しているところです。現在のところ、改正個人情報保護法下での匿名加工情報の取扱いに関する規則を含む各ルールが定まっていますが、これについては迅速かつ適切に策定いただきたいと考えております。さらに、上述のとおり、これらのルールは、グローバルなデジタル経済の生命線である円滑な越境データの移転をいかに確保するかにつき、十分に考慮して定める必要があります。情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会における議論の中では、越境データの移転への影響について検討が特になされていないようですが、かかる検討は非常に重要です。

まとめますと、政府においては、煩雑であって有効とはいえない可能性のある、国による事業の認定及び代理機関（仮称）制度といった新たなシステムを創設するより、企業等が責任をもってデータを利活用するために必要な柔軟性を持たせた一般的なルールを作成していくべきと考えます。また、もし政府において、改正個人情報保護法の規定がデータの利活用を不必要に妨げていると考える場合には、改正個人情報保護法の見直し及び更なる改正を不断に行い、かかる障害を取り除いていくべきであると考えます。

以 上